

門真市ケアマネジメント C マニュアル

令和6年4月

定義：通所型サービス B・訪問型サービス B（住民ボランティア型）の利用開始時にのみ行われるもの。

なお、給付サービスや B 型サービス以外の総合事業サービス併用時には、介護予防支援費やケアマネジメント A 等の方法を準用する。

基本的な考え方	○高齢者自身が住民ボランティア型サービスに参加し、主体的に介護予防に取り組めることをめざす。 ○参加者の生活上の何らかの困りごとに対して、参加者の自立支援に資するよう、家庭や地域の中で役割を持って生活できるよう環境整備を図っていく。 ○特に、家庭での役割を担い、地域活動に参加し、生きがいをもつ等の自己実現を図るために、セルフマネジメントを支援する。
対象者の状態像	<通所>地域の助け合いの場へ主体的に参加することで介護予防が図れる人 <訪問>地域の助け合いによる生活援助により介護予防が図れる人
利用するサービス	通所型サービス B 訪問型サービス B
基本報酬	442 単位 加算なし
実施後の取り扱い	参加者ができるだけ地域で暮らし続けられるよう、地域の通いの場や様々な地域活動につなげるように支援を行う。 参加者の心身の状況に変化があった場合等は、支援の再開について対応できるよう、B 型サービス運営団体等と連絡を取り合える体制を取っておく。 具体的には、利用中止や無断欠席等をケアマネジャーや地域包括支援センターに報告する、地域包括支援センターが B 型サービス運営団体等に参加状況の確認を行うなどの取組を行う。

《ケアプランの手順》 ①から③は省略可能

① 相談受付

高齢者等から B 型サービス利用等について相談を受ける。

② 資格確認

- ・介護保険被保険者証又は資格者証で対象者になるかを確認する。
- ・要支援認定及び事業対象者でない場合は、基本チェックリストを実施して、事業対象者に該当するか確認する。
- ・基本チェックリスト及び「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)

届出書」へ必要事項を記載し、門真市に提出する。

③契約の締結

介護予防ケアマネジメント利用契約を締結する。

④アセスメント（課題分析）

アセスメント様式を用いてアセスメントを行い、課題を整理し、B型サービス（住民ボランティア型）利用についての検討を実施。

【帳票】

- 利用者基本情報

【参考資料】

- 基本チェックリスト
- 介護予防サービス・支援計画書
- 生活機能評価表
- 口腔・栄養アセスメントシート

⑤介護予防ケアマネジメントCの作成（※給付管理票は作成しません）

高齢者や家族と共に、運動・移動について、日常・家庭生活について、社会参加・対人関係について、健康管理についての各領域において、困っていることや、「こうしたい」という思い、できるようになりたいこと、そのためにご自身で取り組める内容を高齢者が記載できるように、ケアマネジャーまたは地域包括支援センター職員と一緒に考える等サポートする。高齢者自身で記載が難しい場合には、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員が記載する。

留意事項等については、利用するサービス運営団体に事前に伝えておいたほうが良い内容を記載しておく。

高齢者や家族と共に作成した内容を確認し、同意欄に署名をもらい、介護予防ケアマネジメントCを高齢者に交付する。

なお、モニタリングがないため、心身の状況の変化があった場合等はケアマネジャーや地域包括支援センターに連絡してもらおうよう高齢者や家族に説明をする。

【帳票】

- 介護予防ケアマネジメントC

⑥B型サービス（住民ボランティア型）利用調整と連携

B型サービス（住民ボランティア型）運営団体に基本情報と介護予防ケアマネジメントCを提供し、サービス利用の調整を図る。

なお、介護予防ケアマネジメントCの留意事項についてはサービス運営団体に事前に伝えておいたほうが良い内容等を記載しているため、その部分を中心に高齢者の情報提供を行う。

サービス利用が開始され、無断欠席等が続く場合や利用中止を申し出た場合、心身の状態変化が見られた場合には、ケアマネジャーや地域包括支援センターに連絡をいれてもらうように依頼をしておく。地域包括支援センターにおいても、高齢者等より相談があり、B型サービス運営団体に伝えておいたほうが良い内容に関しては、適宜情報提供をする。

≪請求の手順≫

① 請求時期

ケアマネジメントCを通じて、B型サービスにつないだ月について、ケアマネジメントCを請求する。

② 請求方法

ケアマネジャーがケアマネジメント C を請求する際には、B 型サービスにつないだ月の翌月 10 日までに、①利用者基本情報、②介護予防ケアマネジメントC、③原案委託料請求明細を地域包括支援センターに提出をする。

地域包括支援センターは国保連システムにおいて請求を行う。